

茨城県沿岸漁業改善資金の基本的事項

1 基金の名称

茨城県沿岸漁業改善資金

2 基金の額（令和6年3月31日現在）

造成総額：349,991千円　うち国費相当額：219,238千円

3 基金事業等の概要

沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づき、沿岸漁業者等に対して漁業経営や生活の改善を図るため必要な資金を県が無利子で貸し付けるもの

4 資金の種類

(1) 経営等改善資金

近代的な漁業技術、合理的な漁業生産方式、漁ろうの安全確保施設の導入を促進するための資金（レーダー、カラー魚群探知機、推進機関等）

(2) 生活改善資金

家事労働の合理化、生活の合理化を促進するための資金（浄化装置、家屋内部の改造等）

(3) 青年漁業者等養成確保資金

青年漁業者や漁業労働に従事する者が漁業経営の基礎形成を助長するための資金（経営開始時の漁船取得費等）

5 申請方法

下表に定める期限までに貸付申請書に必要書類を添付し、漁業協同組合を經由して知事（霞ヶ浦北浦事務所の管轄区域にあるものについては茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長を經由）に提出する。

	貸付申請書の提出期限	貸付決定期限
第1回	4月30日	5月31日
第2回	7月31日	8月31日
第3回	10月31日	11月30日
第4回	2月1日	2月27日

6 審査基準

茨城県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条別表第1【別紙1】、茨城県沿岸漁業改善資金事務取扱要領第2～第4【別紙2】参照

7 審査体制及び貸付決定

茨城県沿岸漁業改善資金運営協議会又は茨城県沿岸漁業改善資金霞ヶ浦北浦運営協議会（水産業普及指導員ほか県水産部局職員で構成）の意見を参酌して担当部局において審査を行う。

知事は、貸付を行うことが相当であると認めるときは貸付の決定を行う。

【別紙1】 ○茨城県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年1月28日茨城県規則第2号）（抜粋）

別表第1(第2条)

	資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期間
経営等改善資金	(1) 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金	(1) 自動操だ装置の設置費用 (2) 遠隔操縦装置の設置費用 (3) サイドスラスターの設置費用 (4) レーダーの設置費用 (5) 自動航跡記録装置の設置費用 (6) GPS受信機の設置費用	500万円(自動操だ装置を設置する場合にあつては1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあつては1台につき50万円、サイドスラスターを設置する場合にあつては1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあつては1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合にあつては1台につき130万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条に規定する償還期間の特例の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する償還期間の特例の場合にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条に規定する償還期間の特例の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)
	(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金 動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	(1) 動力式つり機の設置費用 (2) ラインホーラー等の揚縄機の設置費用 (3) ネットホーラー等の揚網機の設置費用 (4) 漁業用ソナーの設置費用 (5) カラー魚群探知機の設置費用 (6) 海水冷却装置の	500万円(動力式つり機を設置する場合にあつては1件につき500万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあつては1台につき120万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあつては1台につき120万円、漁業用ソナーを設置する場合にあつては1台につき500万円、カラー魚群探	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条に規定する償還期間の特例の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する償還期

	<p>設置費用</p> <p>(7) 巻取りウインチの設置費用</p> <p>(8) 放電式集魚灯の設置費用</p> <p>(9) 漁業用クレーンの設置費用</p> <p>(10) 漁獲物等処理装置の設置費用</p> <p>(11) 海水殺菌装置の設置費用</p> <p>(12) 潮流計の設置費用</p>	<p>知機を設置する場合にあつては1台につき150万円、海水冷却装置を設置する場合にあつては1台につき180万円、巻取りウインチを設置する場合にあつては1台につき500万円、放電式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合にあつては1式につき400万円、漁獲物等処理装置を設置する場合にあつては1台につき500万円、海水殺菌装置を設置する場合にあつては1台につき300万円、潮流計を設置する場合にあつては1台につき500万円)</p>	<p>間の特例の場合にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条に規定する償還期間の特例の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)</p>
<p>(3) 補機関等駆動機器等設置資金</p> <p>(1) 及び(2)に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金</p>	<p>(1) 補機関(動力取出し装置付き推進機関を含む。)の設置費用</p> <p>(2) 油圧装置の設置費用</p>	<p>500万円(補機関(動力取出し装置付き推進機関を含む。)を設置する場合にあつては1台につき400万円、油圧装置を設置する場合にあつては1台につき500万円)</p>	<p>7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条に規定する償還期間の特例の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する償還期間の特例の場合にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条に規定する償還期間の特例の場合に</p>

			あつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)
(4) 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて通常の様式のもの又は通常の様式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	(1) 漁船用環境高度対応機関の設置費用 (2) 定速装置の設置費用 (3) 発光ダイオード式集魚灯の設置費用	1,300万円(漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては1台につき1,200万円、定速装置を設置する場合にあつては1台につき120万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき1,300万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条に規定する償還期間の特例の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する償還期間の特例の場合にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条に規定する償還期間の特例の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)
(5) 新養殖技術導入資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術(以下「養殖技術」という。)又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金	農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 (1) 養殖施設の設置費用 (2) 種苗の購入費用又は生産費用 (3) 餌料の購入費用	400万円(農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行う者(その者が団体である場合にあつては、その団体を構成する個人、その者が会社である場合にあつては、その会社)1人(1社)につき400万円)	4年以内(据置期間2年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条に規定する償還期間の特例の場合にあつては5年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する償還期間の特例の場合にあつては5年

			以内(据置期間2年以内を含む。)、六次産業化法第11条に規定する償還期間の特例の場合にあつては5年以内(据置期間3年以内を含む。)
<p>(6) 資源管理型漁業推進資金</p> <p>農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めに締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入(当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。)を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金</p>	<p>(1) 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理措置(漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等)を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>(2) (1)と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用</p> <p>ア 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>イ 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、畜養施設等又は加工のための施設(加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。)の設置費用</p>	1,200万円	10年以内(据置期間3年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条に規定する償還期間の特例の場合にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する償還期間の特例の場合にあつては12年以内(据置期間3年以内を含む。)、六次産業化法第11条に規定する償還期間の特例の場合にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。)

<p>(7) 環境対応型養殖業 推進資金</p> <p>農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等(資材を含む。)の購入又は設置に必要な資金</p>	<p>漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用</p> <p>(1) 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用</p> <p>(2) 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばつ気装置等の設置費用</p> <p>(3) (1)又は(2)に関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、畜養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用</p>	<p>2,000万円(漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあつては、1,200万円)</p>	<p>10年以内(据置期間3年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条に規定する償還期間の特例の場合にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する償還期間の特例の場合にあつては12年以内(据置期間3年以内を含む。)、六次産業化法第11条に規定する償還期間の特例の場合にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。)</p>
<p>(8) 乗組員安全機器等 設置資金</p> <p>漁船に設置される</p>	<p>(1) 転落防止用手すりの設置費用</p> <p>(2) 安全カバー装置</p>	<p>150万円(転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合に</p>	<p>5年以内(据置期間1年以内を含む。)</p>

	転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金	の設置費用 (3) 揚網機安全装置の設置費用	あつては50万円、揚網機安全装置を設置する場合にあつては40万円)	
	(9) 救命消防施設購入資金 漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金	(1) 救命胴衣の購入費用 (2) 消火器の購入費用 (3) イーパブの購入費用 (4) レーダートランスポンダの購入費用 (5) 小型漁船緊急連絡装置の購入費用	130万円 (救命胴衣又は消火器を購入する場合にあつては10万円、イーパブを購入する場合にあつては60万円、レーダートランスポンダを購入する場合にあつては65万円、小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあつては1件につき130万円)	貸付けの内容の欄(1)及び(2)については2年以内、同欄(3)からは(5)までについては5年以内
	(10) 漁船転覆防止機器等設置資金 漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金	(1) 漁獲物の横移動防止装置の設置費用 (2) 甲板下の魚そうの設置費用	150万円 (漁獲物の横移動防止装置を設置する場合にあつては30万円、甲板上の魚そうを廃し、これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合にあつては100万円)	5年以内(据置期間1年以内を含む。)
	(11) 漁船衝突防止機器等購入等資金 レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金	(1) レーダー反射器の購入又は設置費用 (2) 無線電話の設置費用	120万円 (レーダー反射器又は無線電話を購入し、又は設置する場合において、それぞれにつき40万円)	5年以内
	(12) 漁具損壊防止機器等購入資金 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金	漁具の標識(灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ)の購入費用	漁具の標識(灯火付きブイ又はレーダー反射器付きブイ)を購入する場合において、個人にあつては1人につき70万円、団体又は会社にあつては1につき130万円	5年以内
生	(1) 生活合理化設備資金 生活の合理化に資	(1) し尿浄化装置又は改良便そうの設置に必要な資材の購入費	し尿浄化装置又は改良便そうを設置するのに必要な資材を購入す	3年以内

活 改 善 資 金	<p>する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金</p>	<p>用</p> <p>(2) 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)の設置に必要な資材の購入費用</p> <p>(3) 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用</p>	<p>る場合にあつては、30万円</p> <p>自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)を設置するのに必要な資材を購入する場合にあつては、10万円</p> <p>太陽熱利用温水装置を設置するのに必要な資材を購入する場合にあつては、10万円</p>	<p>2年以内</p> <p>2年以内</p>
	<p>(2) 住居利用方式改善資金</p> <p>家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善、その他住居の利用方式の改善に必要な資金</p>	<p>(1) 居室(居間、寝室、子供室、老人室等)の改造費用</p> <p>(2) 炊事施設(炊事場、食事室等)の改造費用</p> <p>(3) 衛生施設(浴室、便所、洗面所等)の改造費用</p> <p>(4) 家事室等(家事室、更衣室、土間等)の改造費用</p>	<p>150万円(居室(居間、寝室、子供室、老人室等)、炊事施設(炊事場、食事場等)、衛生施設(浴室、便所、洗面所等)又は家事室等(家事室、更衣室、土間等)の既存の家屋内部の改造を行う場合)</p>	<p>7年以内</p>
	<p>(3) 婦人・高齢者活動資金</p> <p>婦人又は高齢者であつて、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るためこれらの者が共同して行う水産動植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金</p>	<p>(1) 機器等(漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等)の設置費用</p> <p>(2) 機器等を使用して行う生産活動に要する費用(種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等)</p>	<p>沿岸漁業の従事者の組織する団体1につき80万円</p>	<p>3年以内</p>

青年漁業者等養成確保資金	(1) 研修教育資金 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金	農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用(旅費、教材費、授業料、視察費等)	国内研修を受ける場合にあつては、1人につき180万円。ただし、月額15万円を限度とし、貸付対象研修期間は12月を最長とする。 国外研修を受ける場合にあつては、1人につき100万円	5年以内(据置期間1年以内を含む。)
	(2) 高度経営技術習得資金 青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金	経営方法又は技術の習得で農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な費用(パソコン及び関連機器、ソフトウエア、ファクシミリ並びに制御装置(制御用コンピューター、各種センサー類)及び関連機器(制御装置と直接連動する部分に限定する。))の購入費用等)	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき150万円	5年以内
	(3) 漁業経営開始資金 農林水産大臣が定める基準に基づき青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金	農林水産大臣が定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用(漁船の建造、取得又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、農林水産大臣が定める費用は除く。)	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき2,000万円(中核的漁業者協業体にあつては5,000万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあつては800万円)	10年以内(据置期間3年以内を含む。)。ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する償還期間の特例の場合にあつては12年以内(据置期間3年以内を含む。)

【別紙2】 ○茨城県沿岸漁業改善資金事務取扱要領（昭和57年7月21日制定）（抜粋）

第2 経営等改善資金の貸付けの内容

経営等改善資金の貸付けの内容は、その種目ごとに次のとおりとする。

(1) 操船作業省力化機器等設置資金

貸付対象となる機器等			貸付対象となる 費用の範囲
名称	基準	備考	
1. 自動操だ装置	1. 操だ装置は、電動装置又は油圧装置によって駆動すること。 2. 電子制御方式を備えること。 3. その他知事が適当と認めるもの。		機器等の購入費用及び工事費（当該機器等の設置について船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項第1号の定期検査、同項第2号の中間検査、同項第3号の臨時検査又は船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第65条の6の準備検査を受ける場合にあっては、当該検査手数料（当該機器等の設置に係る部分に限る。）を含む。以下同じ。）
2. 遠隔操縦装置	1. 推進機関の回転速度の増減、クラッチの嵌脱、操だ等が機関室以外の場所において行える装置であること。 2. 制御装置は、電動装置又は油圧装置によって駆動すること。 3. その他知事が適当と認めるもの。		
3. サイドスラスト	1. 電動装置又は油圧装置によって駆動すること。 2. 腐食及び漁網等の絡みを防止する対策が施されたものであること。 3. その他知事が適当と認めるもの。		
4. レーダー	1. 物標を3階調以上表示するものであること。（ただし低輝度表式方式のものを除く。） 2. 電波法（昭和25年法律第131号）第4条による免許を受けたものであること。 3. その他知事が適当と認めるもの。		

5. 自動航跡記録装置	1. 「漁業新技術開発事業の型式認定事業における基準適合型式名の通知について」（昭和58年11月21日付け58水海第3583号水産庁長官通知）（以下「適合型式名の通知について」という。）に基づく漁ろう情報プロッタ装置型式認定基準に適合すること。 2. その他知事が適当と認めるもの。	
6. GPS受信機	1. 「適合型式名の通知について」に基づく漁船用GPS受信機型式認定基準に適合すること。 2. その他知事が適当と認めるもの。	漁船用GPS受信機型式認定基準適合機器の取扱いについては、「沿岸漁業改善資金の運営について」（平成17年3月30日付け16水推第1032号水産庁長官通達）第2の1の(2)の漁ろう情報プロッタ装置型式認定基準適合機器の取扱いに準じて取扱うこと。

(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金

貸付対象となる機器等			貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	備考	
1. 動力式つり機	1. 「適合型式名の通知について」に基づく自動釣機型式認定基準に適合すること。 2. その他知事が適当と認めるもの。	自動釣機型式認定基準適合機器、漁業用揚網機型式認定基準適合機器、漁業用投・揚縄装置型式認定基準適合機器、漁業用ソナー型式認定基準適合機器、魚群探知機型式認定基準適合機器、漁船用海水冷却装置型式認定基準適合機器、漁業用巻取りウインチ型式認定基準適合機器、集魚灯設備型式認定基準適合機	機器等の購入費用及び工事費
2. ラインホーラー等の揚縄器	1. 「適合型式名の通知について」に基づく漁業用投・揚縄装置型式認定基準に適合すること。 2. その他知事が適当と認めるもの。		
3. ネットホーラー等	1. 「適合型式名の通知について」に基づく漁業用揚網		

の揚網器	機型式認定基準に適合すること。 2. その他知事が適当と認めるもの。	器、漁業用クレーン型式認定基準適合機器及び超音波式船速潮流計測装置型式認定基準適合機器の取扱いについては、「沿岸漁業改善資金の運営について」第2の1の(2)の漁ろう情報プロッタ装置型式認定基準適合機器の取扱いに準じて取扱うこと。 なお、漁獲物等処理装置には漁船及び車両は含まれないので留意すること。
4. 漁業用ソナー	1. 「適合型式名の通知について」に基づく漁業用ソナー型式認定基準に適合すること。 2. その他知事が適当と認めるもの。	
5. カラー魚群探知機	1. 「適合型式名の通知について」に基づく魚群探知機型式認定基準に適合すること。 2. その他知事が適当と認めるもの。	
6. 海水冷却装置	1. 「適合型式名の通知について」に基づく漁船用海水冷却装置型式認定基準に適合すること。 2. その他知事が適当と認めるもの。	
7. 巻取りウインチ	1. 「適合型式名の通知について」に基づく漁業用巻取りウインチ型式認定基準に適合すること。 2. その他知事が適当と認めるもの。	
8. 放電式集魚灯	1. 「適合型式名の通知について」に基づく集魚灯設置型式認定基準に適合すること。 2. その他知事が適当と認めるもの。	
9. 漁業用クレーン	1. 「適合型式名の通知について」に基づく漁業用クレーン型式認定基準に適合すること。 2. その他知事が適当と認めるもの。	
10. 漁獲物等処理装置	1. 漁獲物等の水揚げ、運搬及び選別並びに市場、加工	

	<p>場等への出荷前の一次処理のための機器等であること。</p> <p>2. 漁獲物等の水揚作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化が図られるものであること。</p> <p>3. その他知事が適当と認めるもの。</p>	
1 1. 海水殺菌装置	<p>1. 漁獲物等への残留性及び悪影響がないこと。</p> <p>2. 漁船に搭載する場合には、振動等による破損を防止するための対策が施されているものであること。</p> <p>3. その他知事が適当と認めるもの。</p>	
1 2. 潮流計	<p>1. 「適合型式の通知について」に基づく超音波式船速潮流計測装置型式認定基準に適合すること。</p> <p>2. その他知事が適当と認めるもの。</p>	

(3) 補機関等駆動機器等設置資金

貸付対象となる機器等			貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	備考	
1. 補機関	<p>1. 冷態始動が可能であること。</p> <p>2. 調整装置は、75パーセント負荷と無負荷の間で、整定回転数105パーセント以内に制御できること。</p> <p>3. その他知事が適当と認めるもの。</p>	<p>補機関には動力取出装置付き推進機関を含む。</p> <p>なお、この場合においては、左に掲げる基準に代え、</p> <p>1. 歯車減速機付きディーゼル機関であること。</p> <p>2. 動力取出装置には強固な外部軸受装置及びクラッチを備えること。</p> <p>とする。</p>	機器等の購入費用及び工事費
2. 油圧装置	1. 常用圧力の1.5倍を超え		

	<p>ない圧力でセットされた安全弁を有すること。</p> <p>2. 油圧ポンプはディーゼル機関、又は電動機により駆動され、振動等による悪影響のないよう緩衝装置を有すること。</p> <p>3. その他知事が適当と認めるもの。</p>	
--	---	--

(4) 燃料油消費節減機器等設置資金

貸付対象となる機器等			貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	備考	
1. 漁船用環境高度対応機関	<p>1. 機関の本体が、「漁業新技術開発事業の型式認定事業における基準適合型式名の通知について」に基づく漁船用環境高度対応機関型式認定基準（以下「環境高度対応機関型式認定基準」という。）に適合すること。</p> <p>ただし、ディーゼル船外機関においては、漁船用ディーゼル船外機関型式認定基準（以下「ディーゼル船外機関型式認定基準」という。）、ガソリン船外機関においては、環境保全型ガソリン船外機関型式認定基準に適合すること。</p> <p>2. 機関（ガソリン船外機関を除く。）は、燃料油の消費を節減するため機関の出力を制限できる燃料最大噴射量制限装置及び最大回転数制限装置を取り付けたものであること。</p> <p>3. 燃料最大噴射量制限装置及び最大回転数制限装置は、「動力漁船の性能の基準の取扱いについて」（昭</p>	<p>1. 環境高度対応機関型式認定基準適合機関、ディーゼル船外機関型式認定基準適合機関、環境保全型ガソリン船外機関型式認定基準適合機関の取扱いについては、「沿岸漁業改善資金の運営について」第2の1の(2)の漁ろう情報プロッタ装置型式認定基準適合機器の取扱いに準じて取り扱うこと。</p> <p>2. 機関の本体のほか、プロペラ、プロペラシャフト及び付属品を含む。</p>	<p>機器等の購入費用及び工事費</p>

	<p>和48年12月17日付け48水海第4360号水産庁長官通知)に基づく小型機関制限装置機能基準に適合したものであること。</p> <p>4. その他知事が適当と認めるもの。</p>		
2. 定速装置	<p>1. 「漁業新技術開発事業の型式認定事業における基準適合型式名の通知について」に基づく漁船用推進軸動力利用装置型式認定基準（以下「推進軸動力利用装置型式認定基準」という。）に適合すること。</p> <p>2. その他知事が適当と認めるもの。</p>	<p>推進軸動力利用装置型式認定基準適合機器及び発光ダイオード式集魚灯設備型式認定基準適合機器の取扱いについては、「沿岸漁業改善資金の運営について」第2の1の(2)の漁ろう情報プロッタ装置型式認定基準適合機器</p>	
3. 発光ダイオード式集魚灯	<p>1. 「適合型式名の通知について」に基づく発光ダイオード式集魚灯設備型式認定基準に適合すること。</p> <p>2. その他知事が適当と認めるもの。</p>	<p>の取扱いに準じて取り扱うこと。</p>	

(5) 新養殖技術導入資金

貸付対象となる養殖技術		貸付対象となる費用の範囲
養殖技術の種類	基準	
1. 別表に掲げる種類の水産動植物の養殖技術	<p>1. 当該水域において当該養殖技術の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。</p> <p>2. 当該水域において当該養殖技術の普及度が十分でなく、当該養殖技術の導入が展示的效果及び波及的效果を有するものであること。</p> <p>3. 当該養殖技術に関する試験研究機関等における基礎研究又は応用研究の成果が明らかなるものであること。</p> <p>4. 当該技術の導入について、既に現地適応のための実証試験が行われたものであること。</p>	<p>1. 養殖施設の設置費用</p> <p>2. 種苗の購入費用又は生産費用</p> <p>3. 餌料の購入費用</p>

2. 沖合養殖技術	
3. 沈下式又は浮沈式のいけすによる養殖技術	
4. 淡水魚の海水馴化に係る養殖技術	
5. 移動式のいけすを用いて行う小割り式養殖に係る養殖技術	
6. 養魚用水の循環利用による養殖技術	
7. 太陽熱及び廃熱を利用した省燃料化のための養殖技術	
8. 調餌廃液処理施設等を用いて汚濁防止を行う養殖に係る養殖技術	

(6) 資源管理型漁業推進資金

ア 資源管理型漁業推進資金の貸付内容は、次のとおりとする。

貸付対象となる漁業生産方式		貸付対象となる費用の範囲
区分	基準	
1. 資源管理措置	<p>1. 水産資源の適正な管理を目的として次に掲げるいずれかの取決めが締結され、かつ、当該取決めに基づき、資源管理措置を実施するものであること。</p> <p>(1) 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第13条第1項の認定を受けた資源管理協定</p> <p>(2) 水産業協同組合法（昭和23年法律第243号）第11条の2第1項の認可を受けた資源管理規程</p> <p>(3) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第14条第1項の認定を受けた協定</p>	<p>資源管理措置を行うのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入又は設置費用</p>
2. 低利用・未利用資源の開発・利用	<p>(4) (1)から(3)までに準ずる取決めであって、次に掲げる事項を定めたもの（以下「資源管理計画」という。）であること。</p> <p>① 資源管理の対象となる漁場並びに水産資源及び漁業の種類</p> <p>② 水産資源の管理の方法</p> <p>③ 資源管理計画の有効期間</p> <p>④ 資源管理計画に違反した場合の措置</p> <p>⑤ その他必要な事項</p>	<p>低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入又は設置費用</p>
3. 付加価値向上措置	<p>2. 当該水域において当該漁業生産方式の普及度が十分でなく、当該漁業生産方式の導入が展示的效果及び波及的效果を有するものであること。</p> <p>3. 当該水域への当該漁業生産方式の導入につき、漁</p>	<p>漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のた</p>

	業調整上の支障がないこと。	めの施設等の設置費用
--	---------------	------------

- イ 当該取決めは、資源管理の対象となる水産資源を利用する漁業者の相当部分が参加するものであり、対象となる水産資源の生物的特性を踏まえ、一定期間継続して行うものであること。
- ウ 当該取決めに基づく資源管理措置は、網目規制等の漁具・漁法の制限、禁漁期間の設定等操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等により行うものであること。
- エ 低利用・未利用資源の開発・利用と漁獲物の付加価値の向上は、当該資源管理対象資源等の特定の資源に対する過度な漁獲圧力を緩和し、この漁獲努力を資源量が豊富であるにもかかわらず現在利用していないか又は利用度が低い資源の漁獲及び活魚出荷又は加工による漁獲物の付加価値の向上に振り向けるものであること。
- オ 当該漁業生産方式の導入は、本資金により導入する機器等だけでなく、当該漁業者が既に保有している機器等や漁業協同組合が保有する機器等であって当該漁業者が共同利用するものも含め、これらの機器等の組合せにより、水産資源を合理的かつ総合的に利用するものであればよいこと。
- カ 漁業協同組合が本資金によりその組合員の共同利用に供するための機器等を導入する場合にあつては、当該漁業生産方式を導入する沿岸漁業者により共同利用されるものであること。

(7) 環境対応型養殖業推進資金

ア 環境対応型養殖業推進資金の貸付内容は、次のとおりとする。

貸付対象となる漁業生産方式		貸付対象となる費用の範囲
区分	基準	
1. 養殖漁場環境の悪化防止措置	1. 養殖漁場環境の保全及び養殖魚の安全性の確保を目的とし、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化するものとして次に掲げるいずれかの取組がされること。 (1) 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第5条第2項に規定する認定漁場改善計画に基づく取組	投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の設置費用
2. 養殖魚の安全性の確保措置	(2) (1)に準ずる取組であつて、次に掲げる事項を定めた取決めに基づく取組 ① 漁場環境適正化管理の対象となる漁場及び養殖魚種 ② 漁場環境適正化の管理の方法 ③ 漁場環境適正化管理協定の有効期間 ④ 漁場環境適正化管理協定に違反した場合の措置	漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用
3. 1および2に関連して必要な機器等	⑤ その他必要な事項 2. 当該水域において当該漁業生産方式の普及度が十分でなく、当該漁業生産方式の導入が展示的効果及	餌料成分分析機、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、餌

	び波及的効果を有するものであること。 3. 当該水域への当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。	料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入又は設置費用
--	--	---

イ 当該取組は、湾、浦等漁場を同一とする漁業者の相当部分が参加するものであり、対象となる環境特性を踏まえ、一定期間継続して行うものであること。

ウ 養殖密度の適正化は、漁場の環境特性及び養殖魚の生物学的特性を踏まえ、漁場全体としても、また個別養殖施設としても養殖魚の良好な生育環境が確保される養殖尾数とするものであること。

エ 投餌の内容・量・方法の改善は、生餌からペレット餌料への変更、投餌量の制限等の方法により残餌の堆積を著しく減少させるものであること。

オ 薬品・漁網防汚剤の使用の適正化は、医薬品の使用を制限すること及び漁網防汚剤を使用しないか又は安全性が確認された漁網防汚剤に限定の上使用回数を制限することにより医薬品や有害物質の養殖魚への残留、環境への悪影響を防止するものであること。

カ 当該漁業生産方式の導入は、本資金により導入する機器等だけでなく、当該漁業者が既に保有している機器等や漁業協同組合が保有する機器等であって当該漁業者が共同利用するものも含め、これらの機器等の組合せにより、養殖の生産行程を総合的に改善するものであればよいこと。

キ 漁業協同組合が本資金によりその組合員の共同利用に供するための機器等を導入する場合にあつては、当該漁業生産方式を導入する沿岸漁業者により共同利用されるものであること。

(8) 乗組員安全機器等設置資金

貸付対象となる機器等			貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	備考	
1. 転落防止用てすり	1. 甲板室囲壁等に取り付けるストームレールの設置 2. 室内に設けるストームレールの設置 3. その他知事が適当と認めるもの。	ブルワークを含まない。	機器等の購入費用及び工事費
2. 安全カバー装置	1. 漁ろう機械、甲板機械の歯車等運動部の囲い及びおおい。 2. 駆動装置（操だ用を含む。）の運動部等通常の仕事の際、接触するおそれのある部分の囲い及びおおい。 3. その他知事が適当と認め		

	るもの。	
3. 揚網機安全装置	<p>1. 揚網機に体を巻き込まれた際に揚網機を緊急に停止させる装置及び巻き込まれた状態で揚網機を操作することができる装置を備えていること。</p> <p>2. その他知事が適当と認めるもの。</p>	

(9) 救命消防設備購入資金

貸付対象となる機器等			貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	備考	
1. 救命胴衣	<p>1. 船舶安全法第6条ノ4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。</p> <p>2. その他知事が適当と認めるもの。</p>		設備の購入費用のみ
2. 消火器	同上		
3. イーパブ	同上		
4. レーダートランスポンダ	同上		
5. 小型漁船緊急連絡装置	<p>1. 緊急時に自動又は手動により船舶名及び発生位置等の情報（信号）が漁船に搭載された無線機を通じて海岸局側の無線機に発信されるものであること。</p> <p>2. その他知事が適当と認めるもの。</p>		

(10) 漁船転覆防止機器等設置資金

貸付対象となる機器等			貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	備考	
1. 漁獲物の横移動防止装置	<p>1. 小型漁船安全規則（昭和49年農林運輸省令第1号）第8条の規定により、又は同規定を準用して、船の幅の2分の1を超える幅の魚そうに設置する漁獲物の横移動装置。</p>		機器等の購入費用及び工事費

	<p>2. 1以外の船で幅の2分の1を超えない幅の魚そうであっても、使用上漁獲物の横移動防止のため、荷止め板等を設置するもの。</p> <p>3. 漁獲物を魚そうに收容する前、漁獲物を一時的に甲板上に置くための魚溜め。</p> <p>4. その他知事が適当と認め るもの。</p>		
2. 甲板下の魚そう	<p>1. 甲板上に設置する活魚そうに代えて、甲板下に活魚そうを設ける改造に限る。</p> <p>2. 甲板上で常設する魚そうに代えて、甲板下に魚そうを設置する改造に限る。</p> <p>3. その他知事が適当と認め るもの。</p>		

(11) 漁船衝突防止機器等購入等資金

貸付対象となる機器等			貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	備考	
1. レーダー反射器	<p>1. 有効反射面積10㎡以上であること。</p> <p>2. その他知事が適当と認め るもの。</p>		機器等の購入費用及び工事費
2. 無線電話	<p>1. 1W以上5W以下の無線送受信装置</p> <p>2. その他知事が適当と認め るもの。</p>	船舶局に限り、持運び式は含まない。	

(12) 漁具損害防止機器等購入資金

貸付対象となる機器等			貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	備考	
1. 標識灯	<p>1. 漁具に取り付けるブイで、夜間視界が良好な場合において少なくとも2海里離れた所から視認できる灯火であること。</p> <p>2. その他知事が適当と認め るもの。</p>		機器等の購入費用
2. レーダー反射器付	<p>1. 有効反射面積2㎡以上のものであること。</p>		

きブイ	2. その他知事が適当と認めるもの。	
-----	--------------------	--

第3 生活改善資金の貸付けの内容

生活改善資金の貸付けの内容は、その種目ごとに次のとおりとする。

(1) 生活合理化設備資金

貸付対象となる機器等		貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	
1. し尿浄化装置	し尿浄化装置は、し尿を長時間ばっ気方式によるし尿浄化槽に流し浄化するものであり、浄化槽は専用モーターを使用して、ばっ気槽内の汚水をかくはんし、好気性微生物の働きを活用することにより、吸収、同化、酸化を受けた液を沈殿分離し、上澄み液を消毒のうえ放流する構造を有するものとする。	設備に必要な資材の購入費用及び工事費
2. 改良便そう	改良便そうは、くみ取り式の便そうで、貯りゅう槽とくみ取り槽とを組み合わせた構造であり、漏水しないよう完全な防水装置が施されたものとする。	
3. 自家用給排水施設	自家用給排水施設には、動力ポンプは含まない。	
4. 太陽熱利用温水装置	太陽熱を利用して家庭用温水を得ようとするものとする。	設備に必要な資材の購入費用

(2) 住居利用方式改善資金

貸付対象となる家屋内部の改造		貸付対象となる費用の範囲
区分	内容	
1. 居室改善	居室（居間、寝室、子供室、老人室等）に関連するもの。	居室の独立、台所の改善、その他住居の利用方式の改善に必要な既存家屋内部の改善費用
2. 炊事施設改善	炊事施設（炊事場、食事室等）に関連するもの。	
3. 衛生施設改善	衛生施設（浴室、便所、洗面所等）に関連するもの。	
4. 家事室等改善	家事室等（家事室、更衣室、土間等）に関連するもの。	

(3) 婦人・高齢者活動資金

ア 婦人・高齢者活動資金の貸付けの内容は、次のとおりとする。

貸付対象となる活動		貸付対象となる費用の範囲
区分	内容	
水産動植物の採捕若しくは養殖若	漁家の婦人又は高齢者が自らの知識、経験に応じて、共同して行う生産活動であって、次の	機器等の設置費用及び当該機器等を利

しくは加工その他の生産活動	条件を満たしているもの。 1. 地域の特性を生かした自主的な活動であること。 2. 漁家の婦人又は高齢者に生きがいを感じさせ、かつ、社会的役割を感じさせる活動であること。	用して行う当該生産活動に要する費用（ただし、漁船の建造又は購入費用、土地の購入費用及び建物の設置又は購入費用を除く。）
---------------	---	---

イ 生産活動の具体的事例

漁家の婦人又は高齢者が共同して行う生産活動を例示すると次のとおりである。

(ア) 水産動植物の採捕

20トン未満の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕活動例：
 釣り、はえなわ、刺網、採貝草等

(イ) 水産動植物の養殖

小割いけす、その他の養殖設備を設置して行う水産動植物の養殖活動
 例：まだい、わかめ、ひおうぎ等

(ウ) 水産動植物の加工

当該水域において生産される水産動植物の加工活動
 例：干もの、調味加工品、水産物漬物、塩蔵品等

第4 青年漁業者等養成確保資金の貸付けの内容

青年漁業者等養成確保資金の貸付けの内容は、その種目ごとに次のとおりとする。

(1) 研修教育資金

ア 研修教育資金の貸付けの内容は、次のとおりとする。

貸付対象となる研修		貸付対象となる費用の範囲
区分	基準	
1. 国内研修	原則として5日以上の間期の国内研修であって、水産関係機関の研修コースを受講する研修若しくは知事が推せんする沿岸漁家で滞在して受ける研修であること又は小型船舶操縦士、特殊無線技士、潜水土等の沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受講するものであることとする。	旅費、教材費、授業料、視察費等
2. 国外研修	原則として30日を超える期間の国外研修であって、次のAからNまでに定める外国の教育・研修機関において又は当該外国の受入れ機関が推せんする近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受けるものであること。 Aアイスランド Bアメリカ Cイギリス Dイタリア Eオーストラリア Fカナダ Gタイ H中国 Iデンマーク Jニュージーランド Kノルウェー Lフィリピン Mロシア Nその他知事が水産庁長官と協議し	

	て定める国
--	-------

イ 借受者は、研修終了後、速やかに研修終了報告書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

(2) 高度経営技術取得資金

貸付対象となる経営方法又は技術		貸付対象となる費用の範囲
区 分	基 準	
近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得	<p>1. 青年漁業者又はその組織する団体が情報関連機器又は制御装置等を導入し、当該青年漁業者が、当該情報関連機器を用いて各種経営情報の収集・活用、経営状況の把握・分析等を行う経営方法又は当該制御装置等を用いて漁具・施設の効率的な管理等を行う技術を習得するものであって、経営能力の高度化に資するものであること。</p> <p>2. 沿岸漁業の生産性向上に資するとともに、将来、広範に普及すると見込まれる経営方法又は技術であること。</p>	パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ、並びに制御装置及び関連機器の購入費等

(3) 漁業経営開始資金

ア 漁業経営開始資金の貸付けの内容は、次のとおりとする。

貸付対象となる開始事業		貸付対象となる費用の範囲
区 分	基 準	
近代的な沿岸漁業の経営の開始	<p>1. 本資金の貸付の対象となる沿岸漁業の経営は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 漁業外からの新規参入者その他の沿岸漁業経営の承継者でない者が新たに開始する経営</p> <p>(2) 沿岸漁業経営の承継者が開始する経営</p> <p>(3) 将来、沿岸漁業経営を承継することが見込まれる者が、近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するため新たに開始する一の区分された沿岸漁業部門の経営</p> <p>2. 当該青年漁業者又はその組織する団体の導入しようとする経営又は技術が、当該水域における沿岸漁業の振興上必要かつ適切なものであること。</p> <p>3. 当該青年漁業者又はその組織する団体の開始する経営が漁業権漁業に係るものである場合には、漁業権行使が可能であると見込まれること。</p> <p>4. 1の(1)及び(2)の経営にあっては、経営の</p>	漁船の建造又は取得費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等（ただし、沿岸漁業経営の承継者が開始する経営であって漁船を承継する者又は沿岸漁業を承継することが見込まれる者が新たに開始する一の区分された沿岸漁業部門の経営においては、漁船の建造及び取得費用は除く。また、土地の購入費用も除く。）

	<p>基礎の形成のための年次計画を明確にした経営計画及び計画達成後の基本的経営方針が定められている場合に貸付を行うこととする。</p>	
--	---	--

イ この資金を借受けることができる者は、青年漁業者又はその組織する団体であって、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

(ア) 当該地域の中核的な沿岸漁業者となり得る資質及び能力を有すること。

(イ) 沿岸漁業経営の担当者として必要な基本的知識及び操業方法をある程度習得していること。

ウ この資金を持って開始する部門経営の形態には、次のような事例が含まれる。

(ア) 父親等が多角的な沿岸漁業を営んでいる場合に、その一部門を自らが責任をもって担うとき。

(イ) 父親等が季節的な沿岸漁業を営んでいる場合に、その周年化を図るために、自らが責任をもって裏作部門を担うとき。

(ウ) 父親等が養殖の事業を営んでいる場合に、その種苗生産部門を自らが責任をもって担うとき。

エ この資金の借受者は、経営の収支を明らかにする経営収支簿（別記第2号様式）程度の帳簿を備えつけ、帳簿の継続記帳を励行しなければならない。